

発明に関する規程

(制定 昭和58年11月25日)

改正 平成元年9月29日 平成19年3月30日 令和7年3月26日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の教職員の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定め、もって、学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「発明」とは、発明及び考案をいう。
- (2) 「特許」とは、特許及び実用新案をいう。
- (3) 「教職員」とは、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び助手をいう。

(権利の帰属)

第3条 本学の教職員は、次の各号のひとつに該当する発明を行った場合において、第6条の規定により市が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定したときは、当該権利を市に譲渡するものとする。

- (1) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、市から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明
 - (2) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、市から特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明
- 2 前項の規定により、市が承継することとした場合を除き、教職員の発明に係る特許を受ける権利は、発明者に帰属する。ただし、発明者が希望するときは、発明者からの譲渡の申出に基づき、市は当該発明者に係る特許を受ける権利を承継することができる。

(発明の届出)

第4条 本学の教職員は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、別に定めることにより、学長に速やかに届け出るものとする。

(権利の帰属の決定)

第5条 学長は、前条の規定による届け出のあった発明について、科学研究委員会の議に基づき、第4条各号のひとつに該当する発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を、速やかに行うものとする。

(譲渡証書の提出)

第6条 本学の教職員は、第5条の規定による届け出をした発明に係る特許を受ける権利を市が承継すると決定した旨の通知を学長から受けたときは、速やかに、学長に、譲渡証書（別紙

様式)その他必要な書類を提出するものとする。

(任意譲渡)

第7条 本学の教職員は、学長に対し、その行った発明に係る特許を受ける権利の譲渡を申し出ることができるものとする。

2 前2条の規定は、前号に規定する任意譲渡について準用する。

(秘密の保持等)

第8条 本学の教職員の発明の取扱いに携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容、その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。

(発明に対する補償)

第9条 市は、第4条及び第8条により特許を受ける権利を市に譲渡した教職員に対して、その発明に対する相当の補償金を支払うものとする。

2 補償金の支払いについては、国家公務員の職務発明に対する補償金支払要領の例によって行うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 第3条第5項の規定にかかわらず、昭和58年度に任命された委員の任期は、昭和58年度末までとする。

2 この規程は、昭和58年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

譲 渡 証 書

年 月 日

住 所 岐阜市今沢町18番地
譲受人 岐 阜 市 長

殿

住 所（居所）

譲受人

下記の発明（考案）に関する特許（実用新案登録）を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明（考案）の名称